

08 文部科学省(構造改革特区第25次 検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080010	保育所型認定こども園の定期認定規定の廃止	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型の認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定める。	保育所型認定こども園のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、当該保育所の更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.4.1現在兵庫県下41市町のうち待機児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には待機児童がいないことから、いわゆる潜在的待機児童があることを考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて定期認定とする必要はない。</li> <li>・ 加えて、今後ますます少子化が進行すれば、保育需要の減少が見込まれており、当該規定は必要性が乏しい。</li> <li>・ 認定こども園として運営できないほど保育需要が増加するのであれば、その時点で設置者が認定こども園を廃止し、保育所に戻すことで対応が可能。</li> <li>・ 平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度では、保育所単体として保育所型認定こども園だけでなく幼保連携型認定こども園に移行することも可能であるが、幼保連携型認定こども園は定期認定規定の対象とならないこととされており、保育所型認定こども園だけが定期認定の対象となることは整合性に欠ける。</li> </ul>	C	I	保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があり、5年を超えない範囲内の有効期間が定められている。		1 0 1 8 0 5 0	兵庫県	兵庫県	内閣府 厚生労働省 文部科学省
080020	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●具体的事業の実施内容 四国(愛媛県今治新都市)に新しい大学獣医学部を設置し、四国地域の獣医療技術レベルの向上はもとより、グローバル時代に対応した国際的な信頼を得られる獣医師養成を目指すと共に、「地域の二次診療・高度獣医療の拠点」、「現役獣医師の卒業教育の拠点」、「感染症事象発生時における地域の危機管理の支援拠点」の3大機能を有する体制を構築する。</li> <li>●提案理由 ◎動物診療に対する社会的ニーズも高度化・専門化が進んでいる中、TPP時代における日本の食の安全確保を考えたとき、獣医療レベルの向上が喫緊の課題である。そのため、国際水準の教育体制を目指す新しい大学は、現役獣医師の知識や技術の高度化に通じた卒業教育を行う拠点となり得ると共に、最先端の動物二次診療・高度獣医療の拠点となる。 ◎国際獣疫事務局(OIE)は、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の感染症事象発生時における対策の初動として、ゾーンでの防御態勢構築を求めているが、四国ゾーンには危機管理の支援機能を有する拠点がなく、地域の特性に応じて対応できない大きなリスクを抱えている。 新しい大学は、県境や自治体の垣根を越えた広域的な危機管理の支援拠点となる。 ◎持続的経済成長戦略のキーとなる規制緩和と新規経済成長産業の開発・育成を考えると、IPS細胞に代表されるライフサイエンス分野を支える獣医師の育成が不可欠である。 新しい大学は、疾病の防止・公衆衛生の進展など人間の健康の確保に寄与する獣医学の知見の有用性を背景に、ライフサイエンス分野で活躍できる人材や優秀な研究者及び教育者を養成する拠点になる。</li> </ul>	F	III	平成24年3月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置。その後、同協力者会議が今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含めた検討を行い、平成25年3月末に「これまでの議論の整理～教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～」を取りまとめたところ。 本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方について、獣医師養成についての議論は特区制度にはなじまないため、全国的見地から行うのが前提であるということ、また、獣医系大学全体の定員等については、獣医学関係者をはじめとして、隣接分野や関連分野の専門家等を含め、さらに広く意見を求めていく必要があるということが提言された。 本提言を踏まえつつ、平成26年4月の研究協力者会議においても、入学定員の在り方を含む「議論のまとめ」(素案)について議論を行ったところであり、引き続き、獣医師養成を目的とした従来型の獣医学教育にとどまらず、社会的ニーズを踏まえ新たに対応すべき分野を含め、平成26年度内に速やかに検討を行う。		1 0 2 4 0 1 0	愛媛県 今治市	愛媛県	文部科学省